

第3部 計画の推進

第3部 計画の推進

本計画の実効性を確保し、着実に推進するためには、強固かつ柔軟な推進体制を構築するとともに、着実な進行管理を実施する必要があります。

この観点を踏まえて、第3部では、第1節において、市民、事業者、行政における連携のあり方、庁内推進体制の充実等を示すこととします。また、第2節において、PDCAサイクルによる進行管理方法や計画の進捗状況を着実に把握するための成果指標の設定等について示しています。

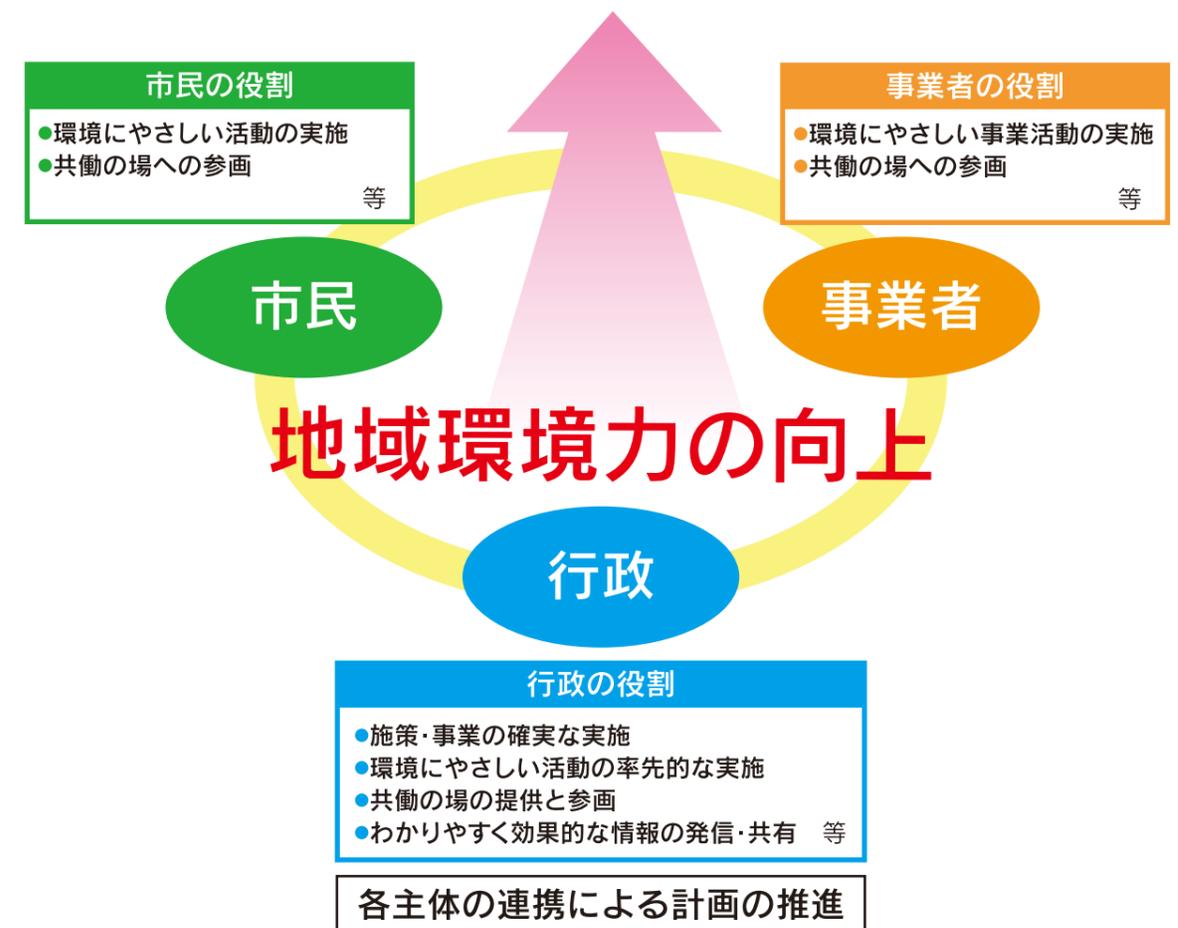
第1節で構築した推進体制及び第2節で設定した進行管理の方法に基づき、本計画の着実な進行推進を図ります。

第1節 推進体制

第1項 各主体との連携

持続的な発展が可能なまちを実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、環境の保全・創造に向け連携して取り組むことが重要です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、市民・事業者の自主的な行動を促進するとともに、各主体が公平な役割分担のもと、様々な取組みに参画できるよう促していくことで、地域から環境を良くしていこうとする力：「地域環境力」を向上させていきます。



第2項 庁内推進体制の充実

行政も、政策立案の活動のみならず、市内における一事業者として、オフィス活動、会議、イベント等における物品の調達やエネルギー、紙等の使用等について、環境に配慮した活動を率先して実施するとともに、その取組みの実施状況を定期的に点検・評価し、結果をそれぞれの活動に反映していくためのしくみを強化し、環境の保全・創造に向けた取組みを積極的に推進します。

環境分野は、大気、水質、ごみ等の我々の生活に極めて身近な環境から、地球温暖化や生物多様性、資源・エネルギーなどの地球規模に至る問題まで、広範で多様な内容を包含していることから、庁内においてもまちづくりや産業、観光、健康・福祉、教育等のさまざまな分野に関わります。したがって、庁内の他分野の部局においても、本計画に基づく環境マインドを共有するとともに、庁内横断的な組織も活用しながら、各行政分野との整合・調和を図ることにより、有機的に施策を推進していきます。

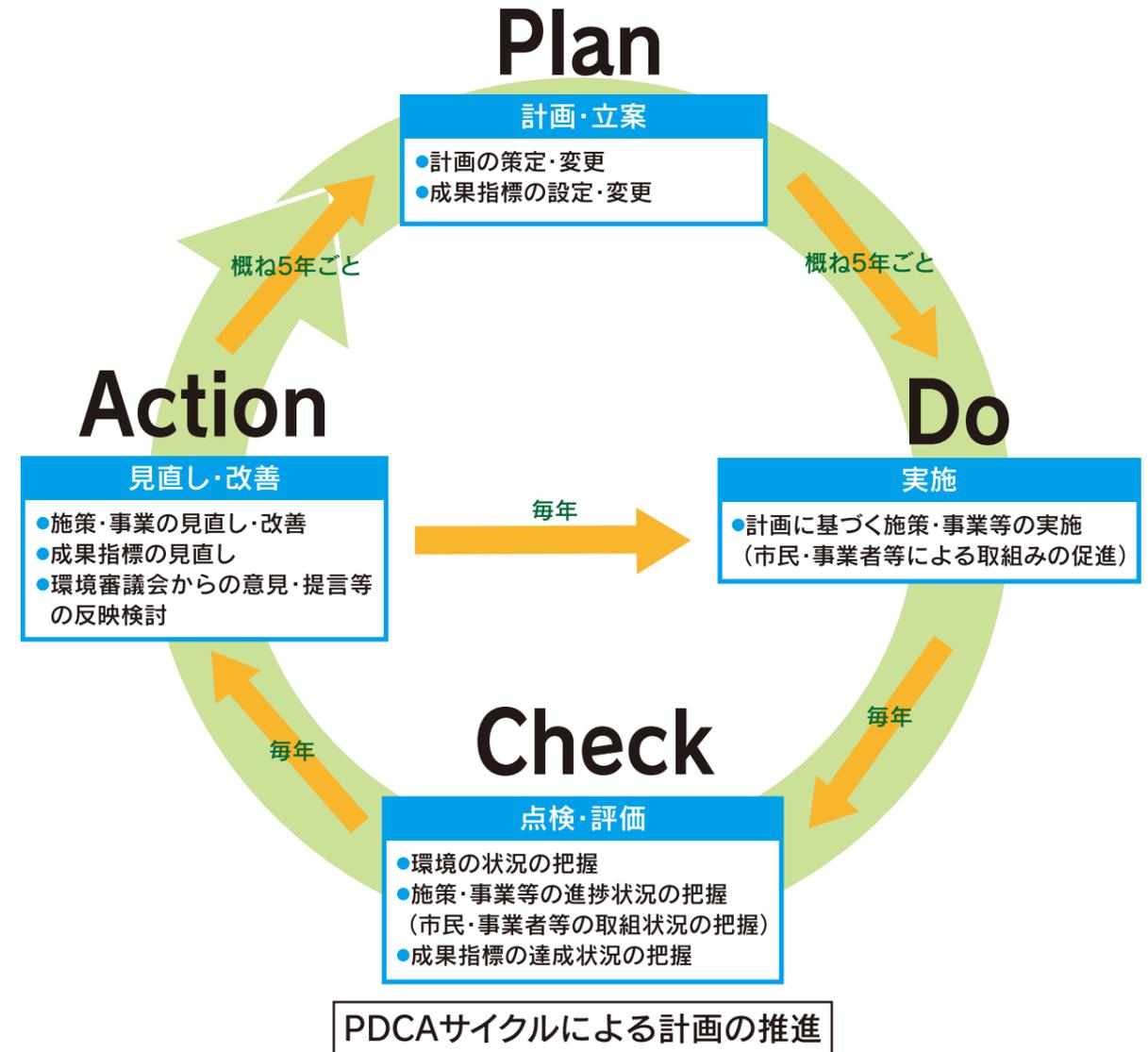
また、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するために設置された「福岡市環境審議会」への定期的な環境の状況、取組状況の報告を行い、本審議会における意見・提言を反映することで、さらなる効果的な施策の推進につなげます。

第2節 指標による進行管理

第1項 進行管理の実施方針

本計画の確実な推進を図るため、定期的な点検・評価を実施するとともに、今後の社会状況の変化等にも柔軟に対応できるよう、適切な見直しを行っていきます。

計画【Plan】で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を実施【Do】し、環境の状況や個別の施策・事業の取組状況、成果指標の達成状況などを毎年把握【Check】し、「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、今後の取組みや目標について、適切な見直し・改善【Action】を行う、「PDCAサイクル」を継続的に実施することで、計画を確実に推進するとともに、概ね5年を目途に計画の見直しを進めていきます。



第2項 成果指標

本計画では、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施するため、評価に要するコスト等も勘案したうえで、評価の目的や評価対象の性質等に応じた、可能な限り具体的・定量的な成果指標を設定します。

成果指標には、福岡市基本計画をはじめとする、各行政分野における計画等で掲げる成果指標も含め、分野別及び分野横断型施策において、それぞれを代表するような指標や、全体をあらわす指標を用いることとします。また、これらの指標は、本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものとなるよう、指標の継続性等にも配慮しながら柔軟に、項目あるいは目標値の見直しを行っていきます。